

独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書について（抜粋）

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

改正 令和 4 年 1 月 3 1 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という）の発注する契約において、一般競争または指名競争を実施する場合に競争入札参加者が守らなければならない注意事項その他の取扱いについて下記に定める。

記

第 1 振興会の発注する契約において、一般競争または指名競争を実施する場合に競争入札参加者が守らなければならない注意事項その他の取扱いについては、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程（以下「会計規程」という。）、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則その他の規程等に定めるもののほか、この競争入札参加者注意書の定めるところによるものとする。

第 2 6 開札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第 2 5 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第 2 7 競争参加者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。

第 2 8 競争参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。これらに加え物品の製造、物品の販売又は役務の提供等の競争契約に係るものについては、全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写）、建設工事の競争契約に係るものについては、文部科学省における一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）を提出しなければならない。独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）も有効である。なお、上記の通知書（写）の提出は一般競争の場合に限り、指名競争の場合は不要である。

第 2 9 競争参加者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第 3 0 開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。

第31 開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

第43 契約の相手方は、契約保証金を別紙第3号様式の契約保証金納付書に添えて、出納命令役に納付しなければならない。

第45 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書類等を契約保証金納付書に添付して、契約担当役に提出しなければならない。

第47 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を契約担当役に提出しなければならない。

第48 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手はその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、出納命令役が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りではない。

第49 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、振興会に帰属するものとする。

第50 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

附 則

この規程は、令和2年12月17日から施行する。

附 則（令和4年1月31日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要項は、令和4年1月31日から施行する。